

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案

平成 28 年（2016 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和 32 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 4 4 豊平公園緑化植物園緑のセンター、平岡樹芸センター講堂及び百合が原緑のセンター温室の表を次のように改める。

- 4 豊平公園緑化植物園緑のセンター、平岡樹芸センター講堂及び百合が原緑のセンター温室

区分		使用料		備考	
		単位	金額		
豊平公園緑化植物園緑のセンター	講義室	1 時間につき	390 円	(1) 「1 日」とは、供用時間をいう。 (2) 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。	
		1 日につき	2,300 円		
	ミーティングルーム	1 室 1 時間につき	130 円		
		1 室 1 日につき	750 円		
	展示フロア	30 平方メートルまでのとき	1 日につき		1,000 円
		30 平方メートルを超え 60 平方メートルまでのとき			1,500 円
60 平方メートルを超え 90 平方メートルまでのとき		2,500 円			

	ルまでのとき		
	90平方メートルを 超え120平方メー トルまでのとき		3,500円
	120平方メートル を超えるとき		5,100円
平岡樹芸センター講堂	1時間に つき		390円
	1日につ き		2,300円
百合が原緑のセンター温室	1人1回 につき		130円
			中学生、小学生、 小学校入学前の 者及び高齢者 は、無料とする。

(2) 別表4 8 札幌コンサートホールの表中

「

52,300円
52,300円
87,300円
182,300円
62,800円
62,800円
104,800円
218,800円
47,100円
47,100円
78,600円
164,100円
56,500円
56,500円

「

56,800円
56,800円
94,500円
197,700円
68,200円
68,200円
113,400円
237,200円
51,100円
51,100円
85,100円
177,900円
61,300円
61,300円

94,300円
196,900円
41,800円
41,800円
69,800円
145,800円
50,200円
50,200円
83,800円
175,000円
36,600円
36,600円
61,100円
127,600円
44,000円
44,000円
73,400円
153,200円
28,200円
28,200円
46,900円
98,100円
33,800円
33,800円
56,300円
117,700円
21,200円
21,200円
35,200円
73,600円

を

102,100円
213,500円
45,400円
45,400円
75,600円
158,200円
54,500円
54,500円
90,700円
189,800円
39,800円
39,800円
66,200円
138,400円
47,800円
47,800円
79,400円
166,100円
30,400円
30,400円
50,800円
106,000円
36,500円
36,500円
61,000円
127,200円
22,800円
22,800円
38,100円
79,500円

に改める。

25,400円
25,400円
42,200円
88,300円
8,800円
8,800円
14,600円
30,600円
1,700円
1,700円
2,900円
6,000円
1,500円
1,500円
2,500円
5,200円

」

27,400円
27,400円
45,700円
95,400円
9,300円
9,300円
15,400円
32,300円
1,800円
1,800円
3,100円
6,400円
1,600円
1,600円
2,700円
5,600円

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、別表4 8 札幌コンサートホールの表の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 ミーティングルームに係る使用承認等の手続、使用料又は利用料金の支払手続その他ミーティングルームを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表4 8 札幌コンサートホールの表の規定は、平成28年10月1日以後の使用の申込みに係る使用料について適用し、同日前の使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

豊平公園緑化植物園緑のセンターの改築に伴い、新たにミーティングルームの使用料を定める等のほか、札幌コンサートホールの使用料を適正な額に改定するため、本案を提出する。